

==== 公布された条例のあらまし ====

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

独立行政法人国際協力機構法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の自己啓発等休業の対象となる奉仕活動を定める規定中、独立行政法人国際協力機構が行う派遣業務の根拠となる独立行政法人国際協力機構法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行により建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) がけ付近の建築物の建築制限について定めた規定中、特定行政庁を定義するため引用している建築基準法の根拠条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。